

日 付 令和元年9月4日(水)  
山梨県教育庁 学術文化財課  
文化財企画調整監 今泉  
連絡先 (直通)055-223-1792 (県庁内線)8502

## 県指定文化財の指定及び指定解除について

報道関係者各位

山梨県教育委員会は、令和元年9月4日(水)に開催された定例教育委員会において、令和元年7月26日(金)開催した山梨県文化財保護審議会から「県指定相当」として答申された文化財を県指定の有形文化財(絵画)、有形文化財(彫刻)に指定すること、指定解除を答申された記念物(天然記念物)を指定解除することを決した。

なお、この文化財の指定に係る効力は、県公報の告示のあった日(9月上旬頃を予定)から生じることになる。

- 今回の指定により県指定文化財は535件となり、うち、有形文化財は364件(絵画48件、彫刻64件)、記念物は138件(天然記念物106件)となった。
- 県指定有形文化財の指定 2件
  - ・「絹本著色仏涅槃図 一幅」(絵画)(資料1)  
(けんぼんちゃくしよくぶつねはんず いっぷく)
  - ・「木造六観音、男神立像及び諸尊像 十七軀」(彫刻)(資料2)  
(もくぞうろくかんのん、だんしんりゅうぞうおよびしょそんぞう じゅうななく)
- 県指定天然記念物の指定解除 1件(資料3)
  - ・「鶯宿峠のリュウメンヒノキ」  
(おうしゅくとうげのりょうめんひのき)

公開先 URL <https://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/houdou.html>

※ 詳細、写真についての問合せ先

- ・有形文化財(絵画・彫刻)  
文化財保護担当 尾形 県庁内線 8515
- ・記念物(天然記念物)  
文化財保護担当 林 県庁内線 8514  
(直通)055(223)1792

## 山梨県指定文化財の指定について（絹本着色仏涅槃図 一幅）

1	種別	有形文化財 絵画
2	名称	絹本着色仏涅槃図 一幅（けんぽんちゃくしよくぶつねはんず 1ぷく）
3	所在地	南巨摩郡身延町身延3567
4	所有者	宗教法人 久遠寺
5	作者	東皐心越（とうこうしんえつ）
6	時代	元禄2年（1689年）
7	法量	縦366.4cm、横199.7cm
8	概要	

元禄2年（1689）に第2代水戸藩藩主徳川光圀が、生母（<sup>きゅうしょういん</sup>久昌院、寛文元年・1662没）の追善供養のために、明からの渡来僧である<sup>とうこうしんえつ</sup>東皐心越に新様により描かせた、釈尊が涅槃に入る情景を描いた仏涅槃図である。

画面左上隅に墨書された徳川光圀（<sup>じょうざんしりゅう</sup>常山子龍）の賛文（①）があり、画面右下辺に小さく筆者である<sup>とうこうしんえつ</sup>東皐心越の落款・印章二顆が捺されている（②）。巻止に光圀が生母のために建立した<sup>きゅうしょうじ</sup>久昌寺（常陸久慈郡稲木村）に納められ、明治11年（1878）3月に<sup>ひょうそう</sup>表装されたことが文書に書き留められている。

本図は明治初年の<sup>はいぶつきしゃく</sup>排仏毀釈が断行されている最中、久昌寺が荒廃したため日蓮宗の総本山久遠寺に移され奉納されたとみられる。久昌院は日蓮宗を篤く信奉しており、光圀自身も当時の<sup>みのぶさんほっす</sup>身延山法主第31世<sup>にちだつしょうにん</sup>日脱上人と親交があり、その縁で久遠寺に伝えられることになったとされる。

釈尊の横臥する宝台の周囲に<sup>えしゅ</sup>仏弟子はじめ多くの会衆（72軀）が取り囲み、画面に多数の鳥類、水棲、昆虫など実在、伝説上の生類（239種）が描き加えられている（③）。また、下辺の水辺は釈尊が入滅した<sup>ぼだいが</sup>跋提河ではなく海を配する構図（④）や、褶曲の強い沙羅双樹の描法も特徴であり、精確な筆致、彩色美など優れた技倆が伺える。

有形文化財 絹本着色仏涅槃図 一幅

(写真提供：身延山久遠寺)

① 賛文・印章  
(徳川光圀)

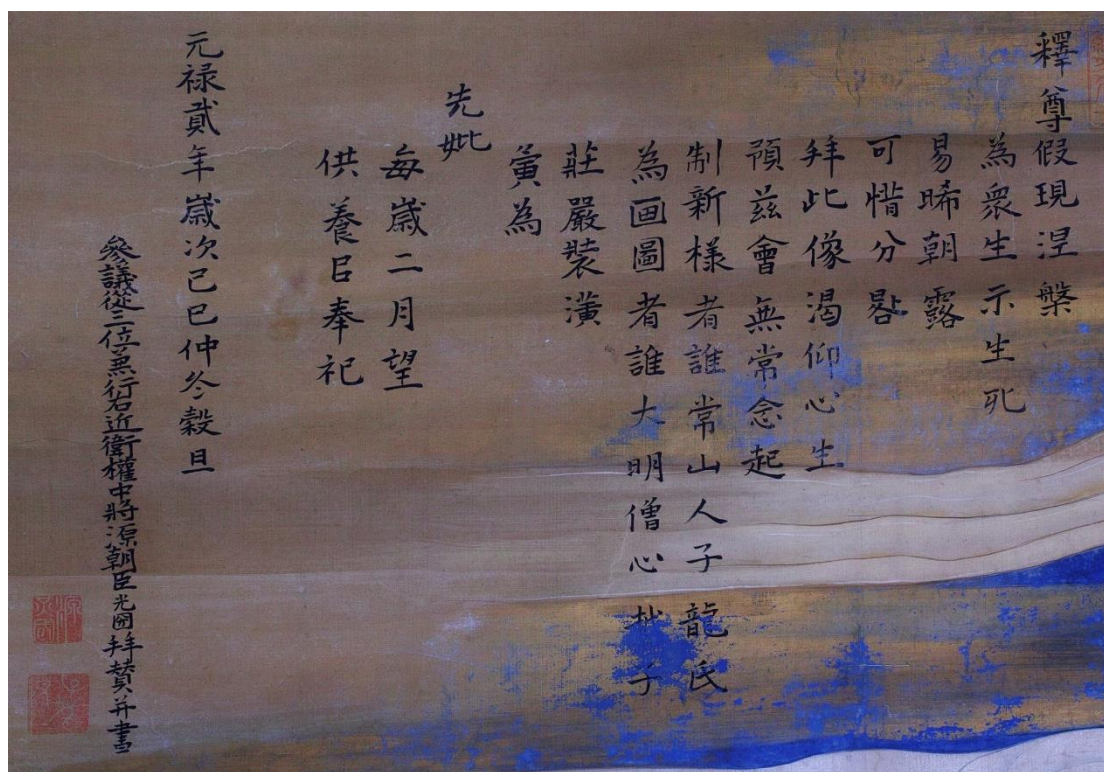
③ 会衆  
動物

④ 海浜  
(水棲)

② 落款・印章  
(東皐心越)



① 賛文・印章（徳川光圀）



(賛文訳)

釈尊は、はかり知れない静寂を現出させて  
生と死というものを衆生にしめされた。  
朝霧は乾きやすく、時の移ろいは儚い  
ように、すべてが生死流転することを。  
この涅槃図を拝めば信仰の心がめげえ、  
法要に集えば無情の念がわいてこよう。  
この新様式を打ち出したのは常山子龍※。  
この画を完成させたのは明朝の僧心越。  
それに荘嚴な表具をこしらえた。  
謹んで  
亡母追善のために、  
毎年二月十五日に  
供養して奉祀せよ。

元禄二年（一六八九）己巳の歳十一月吉日に、  
参議従三位で右近衛権中將でもある源朝臣光圀が拝礼して賛文を書いた。

※常山子龍（徳川光圀のこと。常山は号、子龍は字）

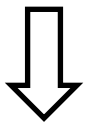
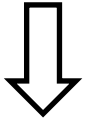
② 落款・印章（東皐心越）



③ 会衆・動物



④ 海浜 (水棲)



ずよう  
図様・・・絵図の様式または図柄

ぶつねはんず ぼだいが さらそうじゆ  
仏涅槃図・・・釈迦が跋提河（河川の名称）の沙羅双樹林で最後の説法を終え、  
北枕に横たわり入滅（涅槃に入る）する瞬間の情景を描いたもの。

廃仏毀釈・・・明治政府の神道国教化政策に基づいて起こった仏教の排斥運動。  
政府によって神仏分離の政策がとられると仏堂、仏像、仏具、経  
卷等に対する破壊が各地で行われた。

ほっす ぶつきよう きようぎ ごじ おしえ よう ひと しゅうは  
法主・・・仏教においてその教義を護持して、その教えの要になる人。宗派  
(宗門)の指導者を指す。

じゆしやうは しんえつこうちゆう  
寿昌派・・・曹洞宗の一派。日本へは1677年（延宝5）来朝した心越興儔によ  
り伝えられた。

ぼだいが  
跋提河・・・古代インドのマラ国の首都、拘尸那揭羅（クシナガラ）を流れる川。  
釈尊がこの川の西岸で涅槃した。

褶曲・・・地層などが横圧力を受け、しわを寄せたように波形に曲がること。

えしゆ ほうえ  
会衆・・・法会（供養などへの僧侶、檀徒の集まり）や説法に集まった人々。

にゆうねはん にゆうめつ にゆうじゃく  
入涅槃・・・涅槃に入ること。普通には釈迦の死をいう。入滅、入寂ともい  
う。

## 山梨県指定文化財の指定について（木造六観音、男神立像及び諸尊像 十七軀）

- 1 種 別 有形文化財 彫刻  
 2 名 称 木造六観音、男神立像及び諸尊像 十七軀  
 （もくぞうろくかんのん、だんしんりゅうぞうおよびしょそんぞう 17く）  
 3 所 在 地 甲府市上町1237  
 4 所 有 者 宗教法人 福王寺  
 5 作 者 大下清次、浄慶〔(7)馬頭観音立像〕、その他は不明  
 6 時 代 平安時代（14軀）、鎌倉～室町時代（2軀）、江戸時代（1軀）  
 7 法 量 像高 A群8軀（81.0～99.3cm）  
 B群9軀（44.1～152.3cm）  
 8 概 要

木彫群17軀のうち14軀は平安時代の制作で、県内の平安時代を中心とした彫刻群としては、14軀がまとまって伝わるのは県内でもごく少なく、中央市大福寺の彫刻群に次ぐ規模である。A群はいずれも修理が施されており、B群はいずれも火中した痕跡があることから、A群とB群はかつては別の堂に安置されていたと考えられる。

A群中の平安時代の六観音は、現存する作例は非常に少ない。また、本寺の六観音には、本来含まれない梵天立像ぼんでんりゅうぞうが馬頭観音に代わって入っているが、これは、天台系から真言系へ移行する六観音像造の初期的な形態を示すものと思われる。

B群中の男神立像2軀は11世紀の制作と考えられ、洗練された優れた作行きを示し、県内の男神像としては、重要文化財の笛吹市・美和神社おおもものぬしのかみの大物主神に次ぐ作例である。

## (A群)

- によいりんかんのんりゅうぞう  
 (1)如意輪観音立像 (93.3 cm) 平安時代  
ぼんでんりゅうぞう  
 (2)梵天立像 (95.0 cm) 平安時代  
しょうかんのんりゅうぞう  
 (3)聖観音立像 (95.0 cm) 平安時代  
ふくうけんさくかんのんりゅうぞう  
 (4)不空縹索観音立像 (90.3 cm) 平安時代  
せんじゅかんのんりゅうぞう  
 (5)千手観音立像 (81.0 cm) 平安時代  
じゅういちめんかんのんりゅうぞう  
 (6)十一面観音立像 (89.0 cm) 平安時代  
ばとうかんのんりゅうぞう  
 (7)馬頭観音立像 (83.2 cm) 江戸時代  
ぞうちょうてんりゅうぞう  
 (8)増長天立像 (99.3 cm) 平安時代

## (B群)

- だんしんりゅうぞう  
 (9)男神立像 (101.4 cm) 平安時代  
だんしんりゅうぞう  
 (10)男神立像 (91.4 cm) 平安時代  
じょしんりゅうぞう  
 (11)女神立像 (82.3 cm) 鎌倉～室町時代  
ぼさつりゅうぞう  
 (12)菩薩立像 (78.6 cm) 平安時代  
ぼさつりゅうぞう  
 (13)菩薩立像 (48.3 cm) 平安時代  
ぼさつりゅうぞう  
 (14)菩薩立像 (152.3 cm) 平安時代  
ぼさつりゅうぞう  
 (15)菩薩立像 (137.5 cm) 平安時代  
ぼさつりゅうぞう  
 (16)菩薩立像 (44.1 cm) 鎌倉～室町時代  
じぞうぼさつりゅうぞう  
 (17)地藏菩薩立像 (83.0 cm) 平安時代

※ 写真非公表



六観音・・・六道（天道、人間道、修羅道、畜生道、餓鬼道、地獄道）の世界から人々を救う六人の観音。聖しょう観音、千手せんじゆ観音、十一面じゅういちめん観音、馬頭ばとう観音、如意輪にょいりん観音に、天台宗では不空絹索ふくうけんさく観音が入り、真言宗では准胝しんごんしゅう観音じゅんていが入る。

大物主神おおものぬしのかみ・・・大神神社おおみわじんじゃの祭神。古事記では、神武天皇の岳父すいぜい、綏靖天皇の外祖父。

神仏習合しんぶつしゅうごう・・・日本に土着の神祇信仰じんぎしんこう（神様を祀る神道）と（インド発祥で中国、朝鮮を経由して日本に伝わった）仏教信仰が融合し、一つの信仰体系として再構成（習合）された宗教現象。明治維新に伴う神仏判然令しんぶつはんぜんれい※まで1000年以上続いた。

※従来あった神仏習合をこわそうとする維新政府の政策。これにより、  
廃仏毀釈はいぶつきしゃくが起こった。

## 山梨県指定文化財の指定解除について(鶯宿峠のリュウメンヒノキ)

- 1 種 別 天然記念物 (植物)
- 2 名 称 鶯宿峠のリュウメンヒノキ
- 3 指定年月日 昭和36年12月7日
- 4 指定番号 天記第47-2号
- 5 所在地 山梨県笛吹市芦川町鶯宿峠
- 6 所有者 山梨県
- 7 解除理由 枯死
- 8 概 要

笛吹市芦川町鶯宿峠に所在するヒノキの変種であり、古くは樹種不明により「ナンジャモンジャ」と呼ばれていた。

平成30年10月1日に通過した台風24号の強風により倒伏。有識者等と現地協議を行い、維管束がすべて断裂しており復旧の見込みはほぼないとの見解を得たが、令和元年7月5日に再度現地協議を行い、枯死を確認した。



峡東林務環境事務所提供



令和元年7月5日  
山梨県教育委員会撮影